

## 学会本部の法人化に関するQ&A集 (H30.3.14)

### 1 法人化について

Q 1-1 なぜ法人化するのですか？

A 1-1 メリットが3つあります。

①社会的信用度がさらに高まります。

登記され、定款のもとで運営される法人は、任意団体と比べて高い社会的信用を享受できます。このことは、学会として様々な事業を行っていく上で有益です。

②学会名で法律行為（契約、雇用、売買、貸借）を行うことができます。

現行の任意団体では対外的な契約を学会長個人名で行わなければなりません。法人化をすることで団体名での契約が行え、学会の行為や構成員の責任・義務が法的に明確になります。

③透明性の高い会計処理を行えるので、信用が高まります。

公益法人会計基準に従って行うので正確性透明性が増し、社会的信用が高まります。

Q 1-2 法人化のデメリットは何ですか？

A 1-2 法人化のデメリットは以下の2つあります。

①運営費用が増加します。

事務委託費用が増加します。また、税申告の依頼などで税理士費用も発生します。しかし、これらの費用は多額ではありませんし、透明性の高い運営を行う上で必要な経費だと考えます。

②組織の改編が必要になります。

法的な基準にあわせた組織に改編する必要があります。これは、本部のみの改変で済みます。支部にまで影響することは少ないと考えます。

これら①②は、学会としてのコンプライアンス(法令遵守)を高めるためには必要な費用であり手続きです。

Q 1-3 なぜ「一般社団法人」を選んだのですか？

A 1-3 学会が取り得る法人形態には、NPO法人、公益社団法人、一般社団法人などがあります。NPO法人は都道府県の認可が必要ですが、一般社団法人は会員の総意で登記できます。一般社団法人を経て、公益社団法人を目指します。

Q 1-4 なぜ「公益社団法人」を目指すのですか？

A 1-4 理由は3つあります。

①本学会の認知度が上がり教育相談の普及および発展につながります。

公益法人は国が認めた団体なので任意団体より信頼度が高まります。従って社会的活動がしやすくなり、教育相談を学びたい教員の受け皿になります。

②社会的活動ができます。

本学会が得意とする分野で、社会貢献ができます。その一つとして考えているのが教員免許更新講習です。公益法人になれば、本学会が得意とする教育相談の分野の教員免許更新講習ができます。教員免許更新講習は学会の会員向けの研修と兼ねてできます。さらに収入も得られるので事業遂行がしやすくなり、会員の社会的地位の向上につながります。さらに、公益法人は税制優遇措置が一般社団法人に比べ充実しています。

③講師にふさわしい会員がたくさんいます。

本学会の会員には教育相談の講師にふさわしい会員や、教員免許更新講習の講師になることが認められる会員がたくさんいます。会員の実力を発揮しながら社会貢献ができます。

Q 1-5 どのような方針で本部の法人化の準備を進めていくのですか？

A 1-5 現行学会の精神と同一です。定款や諸規則、組織、運営方法、会計などを関連法令等に合わせて見直しますが、現行の会則に埋め込まれた精神を最大限受け継ぎます。

Q 1-6 法人化に伴う主な変更点は？

A 1-6 大きな変更点はありませんが、つぎのような扱いになります。

本部のみが法人化されますので、現行の役員選挙の方法を生かして本部役員を法人理事にブロック代表理事および全国理事が法人の社員となる仕組みを作ります。

Q 1-7 法人化された場合、学会の名称は変わるのですか？

A 1-7 本部だけが法人化しますが、名称は「一般社団法人 日本学校教育相談学会」となります。なお、公益法人化が認められた段階で「公益社団法人 日本学校教育相談学会」となります。

Q 1-8 具体的に会計処理はどのようになるのですか？

A 1-8 次のようになります。

- ①本部のみの法人化なので、支部の会計に関しては変わりません。
- ②独立採算制をとっていた研修委員会と認定委員会の会計は、本部会計に一本化します。
- ③会計処理の方法は法令に基づき処理します。

Q 1-9 どのような法人化を進めていく計画ですか？

A 1-9 平成30年の東京大会で「本部の法人化」の原案を示し、順次進めていきます。

## 2 会員について

Q 2-1 学会本部を法人化すると、一般の会員に影響はありますか？

A 2-1 自動的に移行します。法人の会員として地位が与えられます。

Q 2-2 法人化に合わせて会費は変わりますか？

A 2-2 会費は変わりません。ただ、会費の振込先が法人名義の口座になります。

Q 2-3 正会員、学生会員等の種別は変わりますか？

A 2-3 変わりません。

## 3 総会・研究大会について

Q 3-1 従来の総会・研究大会から変わることはありますか？

A 3-1 これまで通り学会の総会・研究大会は従来通り会員対象に開催されます。なお、法人の意思決定は社員総会で行うことが法令で決められています。しかし、法人の意思決定を行う社員は、学会の役員で構成されるので、従来の総会での意思決定を最大

限に尊重する形で決定されます。

#### 4 学会運営について

Q 4 - 1 現行支部組織と運営に変更はありますか？

A 4 - 1 現在の支部活動は尊重しますが，法令に従った会計報告が求められます。

#### 5 法人化した後，任意団体に戻すには？

Q 5 - 1 法人化したのち再び任意団体に戻ることはできますか？

A 5 - 1 手続きとしてはできます。しかし，法人を解散し，法務局に解散登記をするには費用がかかります。さらに，法人の残余財産は定款 35 条にあるように法令に基づき処理され，国若しくは地方公共団体または他の公益社団法人に寄付することが必要になってきます。